

令和元年10月1日

臓器移植普及推進月間 「全国啓発キャンペーン」の実施について

このことについて、NPO法人富山県腎友会が、県と協力し、毎年10月の「臓器移植普及推進月間」に合わせ、別添のとおり本年も街頭キャンペーンを行うこととしておりますので、お知らせいたします。

県としても、本月間を機に臓器移植の更なる定着推進を図ってまいりたいと考えております。

2019年9月吉日

報道各位

一般社団法人 全国腎臓病協議会（略称：全腎協）
会長 馬場 享（ばば とおる）
連絡先：〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24
パシフィックスクエア千石 802
TEL 03（5395）2631/FAX03（5395）2831
Email info@zjk.or.jp

（県組織連絡先）

NPO 法人富山県腎友会

会長 池田 充（いけだ みつる）

〒931-8443 富山市下飯野 70-4

TEL 076-407-5085 / FAX 076-407-5086

E-mail tjk@polka.ocn.ne.jp

2019年度全腎協臓器移植普及推進月間

「全国啓発キャンペーン」の実施について（報道のお願い）

全腎協は1981年、はじめて一般の国民へ腎バンクへの登録を呼びかける「腎バンク登録者拡大全国一斉街頭キャンペーン」に取り組み、厚生省（当時）は、1986年から10月を「腎移植推進月間」と定め、同年には「第1回腎移植普及推進国民大会」を開催しました。患者団体である当会から始まった活動が、国や地方自治体を巻き込んだ全国的な事業へと発展し、1997年の「臓器移植法」施行以降、月間の呼称等は現在の「臓器移植普及推進月間」「臓器移植推進国民大会」へそれぞれ改められ、献腎移植については、心停止および脳死からの手術が可能になるなど、移植普及に大きな成果を上げてきました。

献腎移植については、2013年、2014年と連続して提供件数が減少していましたが、2015年には増加し、脳死下からの臓器提供でははじめて100件を超えました。2016年の献腎移植は微増となっております。

本年も別紙要領で臓器移植普及のための全国啓発キャンペーンを行い、多くの国民のみなさんに臓器移植・献腎移植の一層のご理解を得たいと考えます。

つきましては、報道各社の皆様には、全国各地で取り組んでいる当キャンペーンを取材いただき、広く報道していただきますよう、関係資料を添えてご協力をお願い申し上げます。

令和1年9月吉日

報道各社 御中

NPO 法人富山県腎友会

会長 池田 充

(公印省略)

〒931-8443 富山市下飯野 70-4

TEL 076-407-5085 FAX 076-407-5086

臓器移植普及推進キャンペーンの取材について(ご依頼)

拝啓 錦秋の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私ども NPO 法人富山県腎友会では、臓器移植普及推進のための運動を毎年 10 月の「臓器移植普及推進月間」に合わせて取り組むこととし、例年県内数ヶ所において関係行政庁・各種団体・高等学校などの協力を得て臓器移植に関するリーフレット等を配付しており、今年で 39 回目となります。

つきましては、貴社におかれましても報道を通じて臓器移植の推進・啓発にご協力頂きますようお願い申し上げます。

なお、今年度は下記の通り実施いたします。

敬具

記

高岡地区(1ヶ所)	9月22日(日) 午前10時～	秋のファミリーフェスティバル会場内 (於 海王丸パーク)
砺波地区(1ヶ所)	10月6日(日) 午前10時～	イオンモールとなみ
新川地区(3ヶ所)	10月6日(日) 午後3時～	大阪屋黒部店、コスモ21
	10月19日(土) 正午～	朝日ふくしフェスティバル会場内 (於 朝日コミュニティホール アゼリア)
富山地区(1ヶ所)	10月19日(土) 午前10時30分～	富山県民ボランティア・NPO大会会場内 (於 総曲輪グランドプラザ)

※配布日は、各地区とも異なりますのでご注意ください。

なお、配布時間は、各地区ともに1時間程度を予定しています。

※当日は「臓器移植に関する小冊子」、「ポケットティッシュ」の2点を配布し、

新川・砺波地区では、お子様連れの方に風船も配ります。

以上

2019 年度全腎協臓器移植普及推進月間 「全国啓発キャンペーン」実施要綱

- 名 称 2019 年度全腎協臓器移植普及推進月間「全国啓発キャンペーン」
全腎協では、永年取り組んできた全国一斉街頭キャンペーンを継承し、2012 年度より毎年 10 月を全腎協としての臓器移植普及推進月間として位置づけ、献腎移植を中心に臓器移植の普及推進に取り組んでいます。
- 期 間 2019 年 10 月 1 日から 10 月 31 日
月間内に都道府県組織において、独自に啓発事業に取り組みます。一部地域では、気候などの諸事情により、10 月以外の期間に取り組む場合もあります。
(日時を指定した全国一斉の街頭キャンペーンは行いません)
- 目 的 移植医療は、移植でしか治療ができない患者と、死後に臓器を提供してもよいという方とを結ぶ医療です。どちらか一方だけの思いで成り立つ医療ではありません。死後、自分の意思が反映されるために、また、家族が悩んだり迷ったりすることがないように、生前に意思表示しておくことが大切です。
意思表示をする際、「提供したい」「提供したくない」というどちらの権利も保障されています。「臓器提供意思表示カード」や「臓器提供意思表示シール」に記入し携帯する方法や「日本臓器移植ネットワーク」のホームページからの意思登録、健康保険証や運転免許証へ表示することも可能です。
移植医療が全国的に普及するか否かは、国民への理解の広がりのみならず、医療関係者の協力も不可欠です。
当会では永年にわたり全国各地で街頭にて啓発活動を行うことを呼びかけてきました。この経験をさらに活かし、本年も腎臓移植普及のための全国活動に取り組み、国民の臓器移植に対する理解と関心を高め、多くの国民の腎臓を含む臓器提供についての意思表示の機会にしたいと考えています。
- 行動内容 患者・会員を中心に移植体験者、移植希望者、家族、臓器移植に係る団体、医療関係者、行政関係者、ライオンズクラブ、ボランティアなどの協力もいただき、全国約 300 か所、約 5 千人が講演会等の開催や地域福祉まつりに参加して、チラシ等を配布し、移植のための各臓器、腎臓提供への理解協力を国民に呼びかけます。
当月間中の 10 月 27 日は、臓器移植普及推進啓発事業として「じん臓移植市民公開フォーラム in 北海道」を北海道札幌市で開催します。

用語の説明

■人工透析療法

腎臓病が重症化して腎不全となると、尿毒症等で生命を維持するのが困難になります。その対症療法としての人工腎臓による血液透析療法が1960年代後半から普及し、救命、延命が可能になりました。透析療法は、一般に週2～3回、1回4～5時間の治療を生涯継続しなければなりません。日本の血液透析療法の技術は高く、延命効果の向上のみならず高い「生活の質（QOL）」も期待される医療として定着しています。しかし、水分、食事の制限や就労・就学上の制約が多くあり、長期間透析療法を続けることで骨障害など様々な合併症が発生することも大きな課題となっています。

■生体腎移植

親、兄弟姉妹、夫婦などの近親者から、二つある腎臓のうちの一つの提供を受けて移植を行います。近年は、夫婦間の腎臓移植症例数が増加しています。

■献腎移植（死体腎移植）

事故や病気等で死亡した人（非血縁者）から腎臓の提供を受けて行う移植術です。腎臓は二つあるので、通常一人の提供者（ドナー）から二人の患者（受腎者/レシピエント）に腎臓が提供されます。また、一つの腎臓が隣腎同時移植の患者に提供される場合もあります。

腎臓移植では、提供にあたっては「本人の生前の書面承諾があり遺族がこれを了承する」か、または「遺族の書面承諾を得る」ことが必要です。また、腎臓移植の場合は、脳死ではなく心臓死からの提供でも移植術は可能です。

■意思表示カード

死後の臓器提供と脳死判定についての意思を、あらかじめ明らかにしておくためのカードです。「私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために・・・臓器を提供します」と意思を明らかにしておくことが必要です。心停止死後の提供についてだけ、意思を明らかにしておくこともでき、また「臓器を提供しません」という意思表示もできます。カードは、日本臓器移植ネットワーク等が発行しています。また、現在は運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等にも意思表示を記載できる欄が設けられています。

■日本臓器移植ネットワーク（JOT）

臓器移植法施行に伴い、1997年10月に設立され、臓器移植についての公平公正なあっせん業務、コーディネート業務を行っています。全国3支部体制のもと、移植のための臓器の情報提供、配分などを行っており、各ブロックセンターには、コーディネーターが配置され、家族、遺族への説明、提供の同意、患者への連絡、説明、意思確認、提供臓器の配分、搬送、移植手術の手配など、臓器移植全般にわたる調整業務を行っています。

一般社団法人全国腎臓病協議会概要

名 称	一般社団法人 ^{ぜんこくじんぞうびょうきょうぎかい} 全国腎臓病協議会 (略称・ ^{ぜんじんきょう} 全腎協)
英文名称	Japan Association of Kidney disease Patients
所在地	〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802 TEL 03 (5395) 2631 / FAX 03 (5395) 2831 URL : http://zjk.or.jp E-mail : info@zjk.or.jp
結 成	1971 (昭和 46) 年 6 月 6 日「全国腎臓病患者連絡協議会」結成 ※1996 年 9 月 26 日社団法人設立許可により 任意団体「全国腎臓病患者連絡協議会」から 「社団法人全国腎臓病協議会」に名称変更 ※2014 年 4 月 1 日 公益法人制度改革に伴い 「一般社団法人全国腎臓病協議会」に名称変更
組織・会員数	47 都道府県組織、2,144 病院単位患者会 7 万 2,572 人 (2019 年 4 月現在)
主な役員	会 長 馬場 享 (新潟) 副 会 長 木村 繁 (大阪) 副 会 長 水本 承夫 (富山) 専務理事 秋山 祐一 (香川) 常務理事 金子 智 (東京) 業務執行理事 松橋 文昭 (秋田) 他 理事 14 名、監事 2 名
事務局規模	常勤職員 5 人、臨時職員 3 人
事業目的	(1) 腎臓病の予防、および治療に関する知識の普及と啓発事業 (2) 腎臓病患者の自立を支援する事業 (3) 腎臓病に関する調査研究と政策提言 (4) 広報誌の発行 (5) その他、目的を達成するために必要な事業

- 主な事業内容**
- (1) CKD対策講演会の開催
 - (2) 通院介護支援事業
 - (3) 無料電話相談、相談会
 - (4) 全国実態調査
 - (5) 腎臓移植啓発キャンペーン活動
 - (6) 各種研究会の主催
 - (7) 研修会の開催
 - (8) 会報（隔月）の発行

- 主な運動成果**
- (1) 腎機能障害者が身体障害者福祉法、児童福祉法に適用され透析医療費が更生医療、育成医療の対象になる(1972年)
 - (2) 国による人工腎臓整備5か年計画の実施(1972年)
 - (3) 入院腎疾患児の治療費公費負担の実施(1973年)
 - (4) 学校検尿の実施(1974年)
 - (5) 全国初の腎バンク発足(1977年)
 - (6) 腎移植に医療保険適用(1978年)
 - (7) 厚生省が毎年10月を「腎移植推進月間」と設定(1986年)
 - (8) JR、航空運賃などの身体障害者割引に内部障害者が適用(1990年)
 - (9) 有料道路の身体障害者割引に内部障害者が適用(1994年)

- 関係団体**
- (1) (公社) 日本臓器移植ネットワークに加盟
 - (2) (一社) 日本難病・疾病団体協議会(JPA)に加盟
 - (3) NPO法人 日本障害者協議会(JD)に加盟